

## 大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン（令和4年10月策定）」に基づき、「豊かな大阪湾」の実現に向け、大阪湾沿岸を藻場などで取り囲む「大阪湾MOBAリンク構想」を推進している。このため、2025年の大阪・関西万博開催にあわせて会場周辺海域にブルーカーボン生態系を創出し、万博の機会に大阪湾における取組を国内外に発信することを目的として、予算の定めるところにより、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 海藻着生基質等

多孔質の材質の使用や、表面に凹凸形状を施すなどの工夫をすることにより、海藻の遊走子等の着生や仮根等の活着を高める工夫を施したパネル、ブロックなどのことをいう。

#### (2) 海藻種糸等

海藻の幼体を保持した糸やプレート、母藻を入れた網袋などのことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、民間事業者又は複数の民間事業者から構成される共同企業体、NPO等（以下「民間事業者等」という。）とする。ただし、民間事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- (2) 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- (3) 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- (4) 規則第2条第2号イからハのいずれかに該当する者

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次に掲げる条件を満たすものとし、民間事業者等が万博会場周辺海域の護岸において、海藻着生基質等及び海藻種糸等を護岸前面の消波ブロックに設置することにより藻場の創出に取り組む事業とする。

- (1) 海藻着生基質等は、設置した年度の翌年度から3年間安定して機能が発揮されるよう、十分な強度を有すること。
- (2) 海藻着生基質等は、護岸の前面の消波ブロックに設置するものとし、波浪等で脱落することの無いよう、確実に固定すること。
- (3) 1区画あたりの藻場創出目標面積は原則300平方メートルとする。
- (4) 海藻着生基質等及び海藻種糸等は、港湾施設・海岸施設に影響を与えず、船舶の航行に影響がないものとする。
- (5) 海藻着生基質等及び海藻種糸等の材質については、環境保全上支障のないものとし、仮に破損した場合においても周辺の水質等に害を及ぼすものでないこと。また、プラスチックによる海洋汚染の防止に配慮すること。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費として別表に掲げるものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- (1) 総事業費から国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 前号で算出された額と別表に掲げる補助対象経費の支出見込額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額の上限は500万円とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 1区画あたりの藻場創出目標面積が300平方メートル以下の場合の補助上限額は、面積に応じて減額する。

(事業計画書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等は、次の各号の書類を、別に定める公募要領に示す所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業企画提案書（以下「企画提案書」という。）（様式第1号）
  - (2) 共同企業体で応募する場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 共同企業体届出書（様式第2号）
    - イ 共同企業体の協定書
  - (3) 事業計画及び経費内訳書（様式第3号）
  - (4) 誓約書（様式第4号）
- 2 知事は、企画提案書の提出受付期間が終了した後、提出された企画提案書について、大阪府環境審議会水質部会の審査を踏まえ、当該年度の事業として速やかに採択又は不採択を決定し、その結果については、企画提案書を提出した民間事業者等に通知するものとする。
- 3 前項に規定する採択の決定の通知を受けた民間事業者等は、規則第4条第1項の規定による交付の申請をすることができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請は、次の各号の書類を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金交付申請書（様式第5号）
- (2) 事業計画及び経費内訳書（様式第3号）
- (3) 設置（予定）海藻着生基質等及び海藻種糸等の概要（概要が確認できる書類、平面図）
- (4) 海藻着生基質等及び海藻種糸等の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、海藻着生基質等及び海藻種糸等の概要が確認できる書類等）
- (5) 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- (6) 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ア 府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書。ただし、大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの
  - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (7) 要件確認申立書（様式第6号）

## (8) 暴力団等審査情報 (様式第7号)

### (補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により補助金の交付を受けようとする民間事業者等(以下「補助事業者」という。)に対して通知するものとする。

### (補助事業の変更等)

第10条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20パーセント以内の配分の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

- 2 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち広報の手法等事業の基本的部分に関わらない変更とする。
- 3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金変更(中止、廃止)交付申請書(様式第9号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金変更(中止、廃止)交付申請書(様式第9号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更(中止、廃止)承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金変更(中止、廃止)交付決定通知書(様式第10号)により補助事業者に対して通知するものとする。

### (補助金の交付の申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 知事は、前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

### (交付決定の取消し等)

第12条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、次の各号の書類を知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 海藻着生基質等及び海藻種糸等設置状況報告書（様式第 12 号）
- (3) 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
- (4) 国やその他の団体からの補助金又は寄付金等の収入がある場合は収入額の分かる書類
- (5) 事業完了後の補助対象海藻着生基質等及び海藻種糸等の概要が確認できるカラー写真（海藻着生基質等及び海藻種糸等全景、設置場所等）
- (6) 海藻着生基質等及び海藻種糸等の完成図書の写し

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第 13 条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金確定通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けるときは、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金請求書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

(設置状況等の報告)

第 17 条 補助事業者は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から 3 年間、海藻着生基質等を設置するとともに、各年度の設備等設置・藻場創出状況について、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業設備等設置・藻場創出状況等報告書（様式第 15 号）により、当該年度の 3 月末日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、令和 10 年度以降における海藻着生基質等の継続的な設置と港湾管理者への移譲等について、令和 10 年 1 月までに府及び港湾管理者と協議するものとする。協議の結果、継続的な設置と港湾管理者への移譲等が困難と判断される場合は、補助事業者の負担のもと、海藻着生基質等及び海藻種糸等を撤去して原状回復することとし、撤去完了について、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業設備等撤去完了報告書（様式第 16 号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産についての台帳を設け、その保管状況を

明らかにしなければならない。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とし、同条第 5 号に規定する知事が定める財産は、取得価格が単価 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、前条第 2 項の規定により当該財産を撤去する場合のほか、前項の規定により定められた期間を経過する以前に、当該財産を処分しようとするときは、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金に係る財産処分申請書（様式第 17 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価額から財産処分制限期間が経過した時点での残存価額を差し引いた金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。
- 5 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。
- 6 知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（規則第 13 条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前 2 項の納付額合計と当該未交付額とを相殺することができる。

#### （補助金の経理）

第 19 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を補助事業完了後 10 年間保管しなければならない。

#### （事業等の検査）

第 20 条 知事は、事業の適正な執行を図るために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

#### （消費税額等の確定）

第 21 条 第 6 条ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業消費税仕入控除税額報告書（様式第 18 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく命令を受けたときは、補助事業者は当該命令を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

#### （その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。

#### （要綱の効力）

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。ただし、第 9 条により補助金の交付決定を受けた者については、この要綱の失効後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

1 補助率	2 経費区分	3 細分	4 内容
1 / 2	工事・調査費      使用料及び賃借料  備品購入費  消耗需用費  委託料  諸謝金  旅費	本工事費 （直接工事費）  （間接工事費）  付帯工事費  機械器具費  測量及び試験費	海藻着生基質等及び海藻種糸等設置等のために必要な工事等に要する経費  事業を行うために直接必要な材料費、労務費、直接経費  事業を行うための共通仮設費、現場管理費、一般管理費  海藻着生基質等及び海藻種糸等に関する借用費（藻場創出状況を確認するための計測器等を含む。）  海藻着生基質等及び海藻種糸等の購入費（藻場創出状況を確認するための計測器等を含む。）、藻場創出状況等の広報に必要な備品購入費  藻場創出状況等の広報に必要な消耗品購入費、印刷費等（広報物の印刷に係る経費等。）  専門業者によるモニタリング等の委託に必要な経費  有識者からの意見聴取に係る謝金・旅費（目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。）  補助事業の実施に必要な旅費（目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。）